

事 務 連 絡
平成23年9月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）
中 核 市 支援給付担当者 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国孤児等対策室生活支援班給付係長

東日本大震災の影響による経腸栄養剤（医薬品）の供給不足に伴う
医療支援給付特別基準の設定について（その2）

平素より、中国残留邦人等に係る支援給付の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の影響により、被支援者である在宅療養患者の方が、経腸栄養剤（医薬品）のかわりに、薬事法上、医薬品としての承認を得ていない、いわゆる医療食としての扱いを受けている類似製品（以下「医療食」という。）を使用せざるを得なくなった場合、医療支援給付による特別基準の設定を行えることとして、「東日本大震災の影響による経腸栄養剤（医薬品）の供給不足に伴う医療支援給付特別基準の設定について」（平成23年4月11日付事務連絡）により手続等について通知したところです。

その後、経腸栄養剤（医薬品）にかかる生産設備の復旧等により、現在では震災前の平常時の在庫まで確保され、安定的に供給がされている状況であることから、本取扱いは、平成23年9月15日をもって終了することとしますので、管内実施機関に周知されるようお願いいたします。

なお、本取扱い終了後、東日本大震災の影響により、やむをえず医療食を使用せざるを得ない状況となった場合、別途、当職までご連絡ください。